毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

目 次

告 示

○福島県を発注者として、指名競争 要な書類等を定める件の一部を改 正する件 の申請の時期並びに当該申請に必 する者に必要な資格及びその審査 する場合における当該入札に参加 請負その他の契約を締結しようと 入札の方法により工事又は製造の 쏬

○競争入札の方法により林産物の売 払いの契約を締結しようとする場 に必要な資格等を定める件 合における当該入札に参加する者

福

○自衛官採用試験の試験期日及び試 ○新たな土地改良事業を行うことを 験場を定める件

八公园

)県営土地改良事業計画を変更した 認可した件

)保安林の指定をする予定である旨

○道路の供用を開始する件五件 ○道路の区域を変更する件三件 通知があった件

꽃 꽃

公

○産業廃棄物処理施設等設置等事業 計画書の提出があったので公告す

○障害者自立支援法による指定自立 支援医療機関の名称及び所在地を

○随意契約の相手方を決定した件

○土地改良区の役員が就退任した旨

届出があった件

○一般競争入札を行う件

福島県病院局

쏫

○福島県病院事業職員の給与、勤務 規程の一部を改正する規程 時間その他の勤務条件等に関する 之

福島県人事委員会

八会

八会

○職員の採用試験に関する規則の

○公益法人等への職員の派遣等に関

尘

2

八六六

3

変更した旨届出があった件

○土地改良区の役員の住所に変更が **公**会

○公の施設の指定管理者を指定した あった旨届出があった件 八会元

八六九

八六九

部を改正する規則 ೭

する規則の一部を改正する規則

福島県告示第八百七十三号

1 約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査 五十九号。以下「五十九号告示」という。)の一部を次のように改正する。 の申請の時期並びに当該申請に必要な書類等を定める件(昭和四十一年福島県告示第 福島県を発注者として、指名競争入札の方法により工事又は製造の請負その他の契

するものとみなす。 よる指名競争入札に参加する者に必要な資格(次項において「資格」という。)を有 方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定による 人札に参加する資格を有する者は、当該資格の有効期間内に限り、当該契約に係る地 この告示の施行の際現に改正前の五十九号告示の規定に基づく契約に係る指名競争 般競争入札に参加する者に必要な資格及び同令第百六十七条の十一第二項の規定に

おいて、当該認定された資格の有効期間は、 請に必要な書類等については、改正後の五十九号告示の規定の例による。この場合に 工事に係る建設資材の販売契約に係る資格及びその審査の申請の時期並びに当該申 平成十九年十二月二十八日 平成二十一年三月三十一日までとする。

福島県知事 佐 藤 雄 平

件名を次のように改める。

該入札に参加する者に必要な資格等を定める件 競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当

等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条 争入札」という。)の方法により工事若しくは製造の請負契約又は測量、工事の設計若 より工事又は製造の請負その他の契約」を「一般競争入札又は指名競争入札(以下「競 に規定する特定調達契約に該当するものを除く。)」に改め、「資格」の下に「(以下 しくは工事に関する調査(以下「測量等」という。)の委託契約(地方公共団体の物品 「資格」という。)」を加える。 項及び第二百六十四条第一項」に、 本文中「)第二百六十四条第一項」を「。以下「規則」という。)第二百四十五条第 「福島県を発注者として、指名競争入札の方法に

量等の委託契約」を加え、「工事種別欄」を「工事等種別欄」に、 を加え、第一(見出しを除く。)中「指名競争入札に参加する」を「資格の審査を受け 分」に改め、同号を第一の第五号とする。 る」に改め、第一中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号及び第五号を削り、第 者」の下に「又はその構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当する共同企業体」 六号を第三号とし、第七号を第四号とし、第一の第八号中 第一の見出しを「(資格の審査を受けることができない者)」に改め、第一中 「請負契約」の下に「又は測 |工事の別| を 一する

第一の二を削る。

第二中「、申請書等」 を 一、 申請書及びその添付書類 以下 「申請書等」という。)」

に改め、第二の各号を次のように改める。

- 申請書等を提出した者 当該審査基準日の属する年の翌年の四月一日から二年間 西暦における奇数年(以下「奇数年」という。)の一月一日又は七月一日を審査 西暦における偶数年 (以下「偶数年」という。)の七月一日を審査基準日とする
- 格の認定を受けた日から当該審査基準日の属する年の翌年の三月三十一日まで 該審査基準日の属する年の翌々年の三月三十一日まで 偶数年の一月一日を審査基準日とする申請書等を提出した者 当該申請に係る資

基準日とする申請書等を提出した者 当該申請に係る資格の認定を受けた日から当

第三を次のように改める。

第三 資格の認定を受けた者は、第一の第一号又は第二号のいずれかに該当するに至つ たときは、当該資格を失うものとする。

改める。 は」を「この場合において」に、「できる」を「ある」に改め、第四の第一号の⊖のア 区分」を「四区分」に、「ただし、区分を設けない場合における資格の審査に当たつて を除く。)」を削り、「指名競争入札」を「競争入札」に改め、「S、」を削り、「五第四中「(測量並びに工事の設計及び工事に関する調査(以下「測量等」という。) 及び同号の三中「工事種別欄」を「工事等種別欄」に改め、第四の第二号の三中「有無 を「状況」に改め、同号の宍中「第三の規定に基づく」を削り、同号の宍を次のように

資格の制限の状況

第五中「(工事に係る建設資材の販売契約を含む。以下同じ。)」を削る。 第六を削る。

第七の第一号中「(測量等を除く。)」を削り、第七の第四号を次のように改める。 申請書等の提出期間

偶数年の七月一日を審査基準日とするもの

福

- 県外業者 当該審査基準日の属する年の十月一日から十一月三十日まで県内業者 当該審査基準日の属する年の九月一日から十月三十一日まで
- 共同企業体 当該審査基準日の属する年の翌年の三月一日から同月十五日ま
- 日から同月三十日まで 奇数年の一月一日を審査基準日とするもの 当該審査基準日の属する年の六月
- 奇数年の七月一日を審査基準日とするもの 一月四日から同月三十一日まで 当該審査基準日の属する年の翌年
- 偶数年の一月一日を審査基準日とするもの 日から同月三十日まで 当該審査基準日の属する年の六月

第七の第五号を削り、第七を第六とし、第六の次に次のように加える

第七 競争入札に参加しようとする者は、当該入札に参加する者として必要な資格を有 することについて規則第二百四十五条第二項に規定する者の確認を受けなければなら

添付書類の記載事項はすべて事実と相違なく、かつ、地方自治法施行令第167条の4第 第一号様式中「(第7関係)」を「(第6関係)」に改め、「なお、この申請書及び 別表中「工事種別」を「工事等種別」に改める。

1項及び第2項のいずれにも該当していないことを誓約します。」 や帰る。

第四号様式中「(※ 7 圏系)」を「(※ 6 圏系)」に改め、同様式その二中「、 丼脎 第二号様式及び第三号様式中「(※7圏系)」を「(※6圏系)」に改める。

1項及び第2項のいずれにも該当していないことを誓約します。」や遍る。 || を削る。 添付書類の記載事項はすべて事実と相違なく、かつ、地方自治法施行令第167条の4第 第六号様式中「(第7関係)」を「(第6関係)」に改め、「なお、この申請書及び

及び第2項のいずれにも該当していないことを誓約します。」や遍る。 書類の記載事項はすべて事実と相違なく、かつ、地方自治法施行令第167条の4第1項 売)」、「(工事に係る建設資材の販売を含む。)」凶や「なお、この申請書及び添付 第七号様式中「(第7関係)」を「(第6関係)」に改め、「(工事に係る資材の販 第六号様式の二及び第六号様式の三中「(※7 圏系)」を「(※6 圏系)」に改める。

(煙芔田)」及び「(販売)」を削り、同様式その二を削る。 第八号様式中「(※7圏系)」を「(※6圏系)」に改め、同様式その一中「べの1

第十号様式を削る。 第九号様式中「(瓣 7 圏涵)」を「(瓣 6 圏涵)」に改める。

(財務領域入札改革グループ)

福島県告示第八百七十四号

必要な資格(以下「資格」という。)及びその審査の申請の時期並びに当該申請に必要 に限る。以下同じ。)の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に 四十五条第一項及び第二百六十四条第一項の規定により、一般競争入札又は指名競争入 な書類等を次のように定める。 福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「規則」という。)第二百 (以下「競争入札」という。) の方法により林産物の売払い (立木又は素材の売払い

平成十九年十二月二十八日

雄

(資格の審査を受けることができない者)

審査を受けることができない。 次の各号のいずれかに該当する者は、 特別の理由がある場合を除くほか、

- 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- 一 法令の規定により営業に関し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされ ている場合において、これを受けていない者
- 県税を滞納している者

消費税又は地方消費税を滞納している者

間)とする。

(資格及びその有効期間

第二 資格は、申請書及びその添付書類(以下「申請書等」という。) により審査の上 知事が認定するものとし、当該資格の有効期間は、審査基準日 する提出期間後に申請書等を提出し、資格の認定を受けた者については、その残存期 なる日をいう。以下同じ。)の属する年の九月一日から三年間(第五の第四号に規定 (資格の喪失) (資格の審査の基準と

第三 資格の認定を受けた者は、 当該資格を失うものとする。 第一の第一号又は第二号に該当するに至ったときは

(資格の審査及び格付け)

第四 資格は、平成二十一年を初年として三箇年ごとの年の四月一日を審査基準日とし めたA、B及びCの三区分(この区分により難い場合においては、必要に応じこの区 分を増減し、又はこの区分を設けないことができる。)に格付けるものとする。 て次に掲げる事項を審査し、競争入札に付そうとする林産物の売払いの金額に応じ定 審査基準日の直前二年の各事業年度における取扱高の年間平均取扱高

経営規模

報

直前決算における自己資本の額

審査基準日の前日における営業に従事する職員の数

三 審査基準日の前日までの営業年数

(申請書等の提出)

第五 資格の審査を受けようとする者は、次に定めるところに従い、申請書等を知事に 提出しなければならない。

林産物売払い入札参加資格審査申請書(第一号様式)正副二部

できる。 による登録を受けている者は、別に定めるところにより添付書類を省略することが らない。ただし、福島県木材業者等登録条例 林産物売払い入札参加資格審査申請書には、 (昭和五十一年福島県条例第三十号) 次に掲げる書類を添付しなければな

登記事項証明書等又はその写し

審査基準日の直前一年の各事業年度の財務諸表

営業所一覧表等(第二号様式)

審査基準日の直前二年における実績高調書 (第三号様式)

職員数及び営業年数調書(第四号様式)

納税証明書又はその写し

申請書等の提出先

福島県農林事務所の長

申請書等の提出期間

審査基準日の属する年の五月一日から七月三十一日まで

(資格の確認)

第六 競争入札に参加しようとする者は、当該入札に参加する者として必要な資格を有

することについて規則第二百四十五条第二項に規定する者の確認を受けなければなら

第1号様式 (第5関係)

林産物売払い入札参加資格審査申請書

年

旦

Ш

福島県知事

申請者 便 箝 严

商号又は名称

今般貴県の所管に係る林産物の売払いに関する競争入札に参加したいので、別冊指 代表者氏名

定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

希望する業種 素材の買受け 立木の買受け

| | | | の有無 | 木材業者 |
|---|-----|-----|-----|-------|
| 無 | | | | 在 |
| | 第 | 徭 | 徭 | 登録番号 |
| | 号 | 担 | 星 | 中田 |
| | 年月日 | 年月日 | 年月日 | 登録年月日 |
| | Щ | ш | | |

第2号様式 (第5関係)

胍 業 严 肥 表

商号又は名称

| (主たる営業所 | 24 | |
|---------|-------|---|
| 営業所) | 称 | |
| | 代表者 | 政 |
| | | ⋇ |
| | 所 在 地 | 所 |
| | 電話番号 | |

年間素材入手量

素材生産

∄್ಷ

∄್ಷ

∄್ಷ

#

∄್ಷ

∄್ಷ

∄್ಷ

女

 \Rightarrow

逥

∄್ಷ

∄್ಷ

∄್ಯ

1111

∄್ಷ

∄್ಯ

∄್ಯ

年間素材販売量

*

芝

∄್ಷ

∄್ಷ

∄್ಷ

 \mathbb{H}

産

Ź

∄್ಷ

∄್ಷ

B₃

嫐

芝

 \mathbb{H} 施

箈

Œ

力

数

KW

KW

KW

第4号様式 (第5関係)

職員数及び営業年数調書

常勤職員の数

経験年数

技術関係職員

事務関係職員

工員等

 $\Box \triangleright$

会 場

名

住

所

郡山市大槻町字長右ヱ門林一番地

兀

試験会場

3年以上

 \succ

 \succ

3年未満

 \succ

 \succ

 \succ

職員数

舥

|X|

分

鬞

別

から3月31日まで 前年の4月1日

前々年の4月1日から 前年の3月31日まで

年間平均取扱高(出 力 数)

| QP1 | | |
|---------------------------------------|----------|-----------|
| 3号様式 | <u>+</u> | (その他 |
| (第5関係) | 箇所 | (その他の営業所) |
| · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | | |
| の直前 2 4 | | |
| 手における | | |
|) 審査基準日の直前2年における実績高調査 | | |
| 村 | | |
| | | |
| | | |

の規定により、平成十九年度第四次募集期における自衛官(二等陸士及び二等海士)の 自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十七条第一項及び第百十八条

平成十九年十二月二十八日

平成二十年二受付期間 月 日 金 から同年二月二十一日 (木) まで

採用予定数 若干名

三 試験種目及び試験期日

| 口述試験 (国語、数学、社会及び筆記試験 (国語、数学、社会及び | 試験科目 |
|-------------------------------------|------|
| 平成二十年二月二十四日(日) | 試験日 |

=#1 陸上自衛隊郡山駐屯地

Ŧi. 平成二十年三月又は同年四月 採用時期

1111

 \succ

 \succ

 \succ

| | 営業年数 創 業 転廃業(休業) 現組織への3 | 2 営業年数 |
|-----|-------------------------|--------|
| 年 | | |
| 1 年 | 営業年数計 | |

追加採用試験(男子)について、次のとおり定める。

(森林林業領域森林整備グループ)

福島県知事 佐

藤 雄 平

| 回述試験 (国語、数学、社会及び筆記試験 (国語、数学、社会及び | 試験科目 |
|-------------------------------------|------|
| 平成二十年二月二十四日(日) | 試験日 |

平成十九年十二月二十八日

県

福島県告示第八百七十七号

865

六 t 該当しないものとする。 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三十八条第一項に規定する欠格条項に 応募資格 平成二十年四月一日現在で満十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する男子で、 電話〇二四―五四六―一九一九

問い合わせ先 自衛隊福島地方協力本部

募集課 (福島市南町八十六番地

(県民安全領域災害対策グループ)

福島県告示第八百七十六号

付金事業 (農業生産基盤整備一般) 条第一項の規定により、袋原土地改良区が袋原地区農山漁村活性化プロジェクト支援交 成十九年十二月十九日認可した。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第九項で準用する同法第十 に係る新たな土地改良事業を行うことについて、平

平成十九年十二月二十八日

報

藤 雄 平

(農村整備領域農村計画グループ)

た。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

上太田地区に係る県営経営体育成基盤整備事業を行うための土地改良事業計画を変更し

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定により

福島県知事 佐 藤 雄

平

縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

縦覧の期間

同 平成二十年一月四日から 一十三日まで 二十日

三 縦覧の場所

南相馬市役所

福島県告示第八百七十八号

安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、

保安林予定森林の所在場所

(農村整備領域農村計画グループ)

次のとおり保

平成十九年十二月二十八日

福島県知事 佐 藤 雄 平.

> 二一八、一二一九の一から一二一九の三まで、一二三○の一、一二二○の二、一二二 二〇六、一二〇七の一、一二〇七の二、一二〇九の四、一二一一、一二一二、一二一 二、一六七四から一六七八まで、一六七九の一、一六七九の二、一六八○から一六八 二一五の二、一二一六の一、一二一六の二、一二一七の一から一二一七の三まで、一 の三五、一二一三の三七から一二一三の四一まで、一二一三の四三から一二一三の四 三の九から一二一三の一二まで、一二一三の一四から一二一三の三三まで、一二一三 入一二〇二、一二〇四の一から一二〇四の三まで、一二〇五の一、一二〇五の二、一 ○三五、二○三七の一、二○三七の二、二○三八、二○三九、字甚後畑一四九五から 六五三、一六五四の二、一六五五の一、一六五五の二、一六五八、一六六四の二、二 二、一六九三の一、一六九三の二、一六九四、一六九五、一六九六の一から一六九六 九まで、一六九○の一から一六九○の三まで、一六九一、一六九二の一、一六九二の |二||五の一から||二||五の六まで、||二||六、||二||七 一二一三の八〇、一二一三の八一、一二一四の一、一二一四の二、一二一五の一、一 七まで、一二一三の四九、一二一三の五〇、一二一三の六七から一二一三の七三まで、 一四九八まで、一四九九の一、一五〇二の一、一五〇三の一、一五〇四の一、字原ノ 六四八の一、一六四八の二、一六四九の一から一六四九の三まで、一六五一の二、一 一、字卯通一六九八の一、字篠輪一五〇五、一六四七の一から一六四七の三まで、一 まで、一六九七の三二から一六九七の五四まで、一六九七の五六、二○四○、二○四 の三まで、一六九七の一から一六九七の九まで、一六九七の一一から一六九七の三〇 〇の二、一六七一、一六七二の一から一六七二の三まで、一六七三の一、一六七三の 一の一、一二二一の二、一二二二の一から一二二二の四まで、一二二三、一二三四、 南会津郡只見町大字坂田字糸沢一六六五から一六六九まで、一六七〇の一、一六七

指定の目的 土砂の流出の防備

指定施業要件

立木の伐採の方法 次の森林については、主伐は、択伐による。

二一、一六九七の二六、一六九七の二八、一六九七の二九、一六九七の三二、一 九七の二から一六九七の七まで、一六九七の一三、一六九七の一四、一六九七の 九三の一、一六九三の二、一六九四、一六九六の一から一六九六の三まで、一六 字原ノ入一二〇四の二、一二〇四の三、一二〇五の一、一二〇五の二、一二〇六、 九の三まで、一六五一の二、一六五三、一六五五の一、一六五五の二、二〇三九、 九七の四八、一六九七の五三、一六九七の五四、字篠輪一六四九の一から一六四 六九七の三四から一六九七の三六まで、一六九七の四二、一六九七の四三、一六 一六八七から一六八九まで、一六九〇の一、一六九〇の三、一六九二の一、一六 一六七三の一、一六七三の二、一六七七、一六七九の二、一六八二、一六八五、 | 二○七の一、| 二||二、| 二||三の九、| 二||三の一○、| 二||三の||七から 二一三の一九まで、一二一三の二四から一二一三の三○まで、一二一三の三三、 字糸沢一六六五から一六六九まで、一六七〇の一、一六七〇の二、

二二三、一二二四、一二二五の一から一二三五の六まで、一二三六、一二三七 ○の二、一二三一の一、一二三一の二、一二三二の一から一二三二の四まで、一 七の一、一二一八、一二一九の一から一二一九の三まで、一二二〇の一、一二二一二二三の四四から一二一三の四六まで、一二一四の一、一二一五の一、一二二 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- 伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、只見町森林整備計画で定める標準
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

策グループ及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。) (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業領域治山対

(森林林業領域治山対策グループ)

福島県告示第八百七十九号

覧に供する。 グループ及び福島県喜多方建設事務所で平成十九年十二月二十八日から二週間一般の縦 て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、 道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい

平成十九年十二月二十八日

福

福島県知事 佐 藤 雄 平

| 西会 津 | | 路 線 名 |
|--|--------------------------------------|-------------|
| 地先まで 林三一五林班す - 小班 林三一五林班す - 小班 即興川大 | 地先から 地先から 地先から 地先から 地先から | 区間 |
| 変 更 後 | 変更前 | 更後の別 |
| せ・!! <u>~</u> | 一七 五· ○ \ | 敷地の幅員 |
| 三六・〇 | 三六・〇 | (メートル) 長 |

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第八百八十号

て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい 福島県土木部道路領域道路企画

> グループ及び福島県いわき建設事務所で平成十九年十二月二十八日から二週間 覧に供する。 一般の縦

福島県知

事

佐

藤

雄

平

平成十九年十二月二十八日

| 四 倉 線 | 県道小野 | 路 線 名 |
|--------------------------|---------------------------------|-------------|
| まで 字牛小川四八番九地先 字牛小川四八番九地先 | 先から 字牛小川四八番一二地 いわき市小川町上小川 | 区間 |
| 変 更 後 | 変更前 | 更後の別 |
| 二 六 三 五 八 | 六 八 五 二 ~ | (メートル)敷地の幅員 |
| 一九○·七 | 一九〇・七 | (メートル) 長 |

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第八百八十一号

覧に供する。 グループ及び福島県いわき建設事務所で平成十九年十二月二十八日から二週間一般の縦 て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい

平成十九年十二月二十八日

福島県知事 佐 藤 雄 平.

| 四 倉 | 県 | 路 |
|---------------------|--------------------------|-----------------|
| 線 | 線 | |
| | 野 | 名 |
| まで 字五味沢四三番 すで | から 字五味沢四三番 いわき市川前町 | X |
| 三地先 | 三地 先 | 間 |
| 変 | 変 | 更変 |
| 更 | 更 | 後の別の別 |
| 後 | 前 | 別変 |
| 四 六 〇 · 六 五 〈 | 一四、七 | (メートル)敷 地 の 幅 員 |
| 一 一 · 八 | 一 一 · 八 | (メートル) 長 |

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第八百八十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次の道路の

路

線

名

供

用

車場線

で同

市材木町

一丁目三九〇番一〇地先ま

平成一九年

一二月二八日

県道中沢西若松停

会津若松市材木町一丁目五四八番地先から

供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県 会津若松建設事務所で平成十九年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。 平成十九年十二月二十八日

福島県知事 佐 藤 雄 平

| 南町線 | 路線 |
|--|----|
| 松停車場 | 名 |
| 同同同同同会津若 | 供 |
| 市市市市市市城城材材城材 | 用 |
| 西 西 木 木 西 木 町 町 町 町 町 町 | 開 |
| 二二二五一十二二二五番番目三二五番番目三二五番目三二五番目三二五番目三二五番目三二五番目三二 | 始 |
| 地先九九地九先か○先○ | Ø |
| で四一で五十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十 | 区 |
| 先から | 間 |
| 一平 | の供 |
| 一二月二八年 | 期用 |
| 二九年 | 開 |
| H | 日始 |
| | |

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第八百八十三号

供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県 会津若松建設事務所で平成十九年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の 平成十九年十二月二十八日

福島県知事 佐 藤 雄

平

開 始 0) 区 間 の供 用 期 開 日始

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第八百八十四号

供用を開始する。その関係図面は、 喜多方建設事務所で平成十九年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の 福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県

867

平成十九年十二月二十八日

福島県知事 佐 藤 雄 平

| 西会津線加 | 路線 |
|--------------------------------------|----|
| 納山都 | 名 |
| 林同林耶三 麻那 | 供 |
| 五 同 五 西 云 本 班 班 建 | 用 |
| なす 町 男 一 男 小 川 小 川 | 開 |
| 班大班大地字地字 | 始 |
| 先までが、飯根字西 | Ø |
| 西飯豊山 西飯豊山 | 区 |
| 山 国 国 有 有 | 間 |
| — 平 - A | の供 |
| 二成月一 | 期用 |
| 月二八日 | 開 |
| 日 | 日始 |

(道路領域道路企画グルー ヹ

福島県告示第八百八十五号

いわき建設事務所で平成十九年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。 供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次の道路の

平成十九年十二月二十八日

福島県知事

佐

藤

雄

平.

| 県 道 小 野 | 路 |
|---|----|
| · 野四倉 | 線 |
| | 名 |
| までおから | 供 |
| 市市 | 用 |
| 小 川 川 町 上 小 川 川 川 川 川 川 川 川 川 川 川 川 川 川 川 川 川 川 | 開 |
| 字字 | 始 |
| 字牛小川 | Ø |
| 四八八八番番 | 区 |
| 九 地 土 地 先 | 間 |
| 一平 | の供 |
| 二成 月一 | 用用 |
| 月二八 | 期開 |
| 日日 | 日始 |
| | |

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第八百八十六号

いわき建設事務所で平成十九年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 平成十九年十二月二十八日 次の道路の

福島県知事 佐 藤 雄 平

| | 路 |
|--------------|----|
| | 線 |
| | 名 |
| いわき | 供 |
| 市川 | 用 |
| 前町下! | 開 |
| 下桶売字五時 | 始 |
| 立 味沢四 | 0 |
| 四三番 | 区 |
| 二地先 | 間 |
| | の供 |
| | 期開 |
| | 日始 |

同 か ら まで

市川前町下桶売字五味沢四三番二

一地先

一二月二八日

(道路領域道路企画グル

(しプ

平成一九年

公告第七百二十三号

項の規定により、次のとおり公告する。 の規定に基づく産業廃棄物処理施設等設置等事業計画書の提出があったので、 福島県産業廃棄物処理指導要綱(平成二年福島県告示第三百三十八号)第八条第一項 同条第五

平成十九年十二月二十八日

福島県南相馬市原町区南町一丁目九三番地 株式会社高良 代表取締役 高橋 隆助

設置等予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、

福島県知事

佐

藤

雄

平

その代表者の氏名

産業廃棄物処理施設等の設置等予定地区

福島県南相馬市原町区深野字入龍田地内

産業廃棄物処理施設等の種類

三

廃プラスチック類の破砕施設兼木くずの破砕施設

産業廃棄物指定処理施設 (廃プラスチック類及び紙くずの圧縮梱包施設)

産業廃棄物指定処理施設 (廃プラスチック類の溶融施設)

産業廃棄物指定処理施設(金属くずの圧縮施設)

福

兀 産業廃棄物処理施設等の処理能力

廃プラスチック類の破砕施設兼木くずの破砕施設 三二トン毎日 (八時間)

廃プラスチック類及び紙くずの圧縮梱包施設 一二〇トン毎日 (八時間

廃プラスチック類の溶融施設 〇・一六トン毎日 (八時間)

金属くずの圧縮施設 一一二トン毎日 (八時間)

(環境保全領域産業廃棄物対策グループ)

公告第七百二十四号

定自立支援医療機関から当該指定に係る名称及び所在地を変更した旨届出があった。 障害者自立支援法 平成十九年十二月二十八日 (平成十七年法律第百二十三号)第六十四条の規定により、次の指

福島県知事

佐

藤

雄

平

0) 変 更 後 0) 変 更 前 0) 変 更 後 0) 自立支援 指定されて

変

更 前

| 雄国薬局 | 名称 |
|---------------------------|--------------|
| おぐに薬局 | —— 名 称 |
| 中喜 | 所 |
| 中子四一 | 在 |
| 中子四一七九喜多方市字江 | 地 |
| 中喜 四子多 | 所 |
| 四子多四方 | 在 |
| —四 中子四一八四 下三 下字江 | 地 |
| 更生医療 療 | 類の変形を |
| 調剤 | 名診療科 |

(自立支援領域障がい者支援グループ)

公告第725号

条の11第1項の規定により公告する。 の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下 賃貸借及び保守について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体 『特例政令』という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274 WT0に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県総合医療情報システムの

平成19年12月28日

随意契約に係る特定役務の名称及び数量

福島県知事

在

藤

推

+

福島県総合医療情報システムの賃貸借及び保守

契約に関する事務を担当するグループの名称及び所在地

2

福島県保健福祉部健康衛生領域医療看護グループ 福島県福島市杉妻町2番16号

随意契約の相手方を決定した日

ယ

平成19年10月15日

随意契約の相手方の氏名及び住所

4

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目3番3号

随意契約による契約金額

J

242,568,900円

随意契約とすることとした理由

6

特例政令第10条第1項第2号該当

(健康衛生領域医療看護グループ)

公告第七百二十六号

とおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、 次の

福島県知事 佐 藤 雄

平

土地改良区の名称

平成十九年十二月二十八日

退任した役員 郡山市東部土地改良区

星

眧

第1940号

理事 就任した役員 遠藤角太郎 郡山市西田町鬼生田字町一六一番地

氏名 住所

八木田宗保 郡山市西田町鬼生田字町三九九番地

(農村整備領域農村計画グループ)

公告第七百二十七号

土地改良区から次のとおり役員の住所に変更があった旨届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、 平成十九年十二月二十八日 南郷

変更があった者の役別、氏名及び住所

福島県知事

佐

藤 雄

平

変更前 変更後 南会津郡南会津町木伏字水根沢前四七九番地 南会津郡南会津町水根沢字居平一七九番地

(農村整備領域農村計画グループ)

公告第七百二十八号

六十八号)第三条の規定により、 福島県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成十六年福島県条例第 平成十九年十二月二十八日 公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平

福島県知事 佐 藤 雄

管理を行わせる公の施設の名称

福

指定管理者として指定したもの 福島県県営住宅等(県北地区)

名称 特定非営利活動法人循環型社会推進センター

2 主たる事務所の所在地 福島市五月町四番二十五号

指定の期間

平成19年12月28日 金曜日

平成二十年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

(建築領域建築住宅企画グループ)

4

公告第七百二十九号

六十八号)第三条の規定により、 福島県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成十六年福島県条例第 公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成十九年十二月二十八日

福島県知事

佐

藤

雄

平

福島県県営住宅等 (県中地区) 管理を行わせる公の施設の名称

指定管理者として指定したもの

特定非営利活動法人循環型社会推進センター

福島市五月町四番二十五号

指定の期間 主たる事務所の所在地

2

平成二十年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

(建築領域建築住宅企画グループ)

公告第七百三十号

及び福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。 行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。)第百六十七条の六第一項 CADシステムの購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施

第二百四十六条第一項の規定により公告する 平成十九年十二月二十八日

福島県知事

佐 藤 雄 平.

入札に付する事項

買入れをする物品の名称及び数量 CADシステム

2 買入れをする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による

納入期限 平成二十年三月三十一日

納入場所

福島県立郡山北工業高等学校(福島県郡山市八山田二丁目)

二百二十四番地

要な資格の確認を受けた者であること。 入札に参加する者に必要な資格に関する事項 次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、 かつ、当該入札に参加する者に必

施行令第百六十七条の四の規定に該当しない者であること

2 期等を定めた件(平成十七年福島県告示第七百五十四号)第二に掲げる業種区分の 結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の時 「製造業」又は「販売業」の入札参加有資格者として認定されている者であること。 福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締

福島県から現に物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていない者であるこ

この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績が

入札に参加する者に必要な資格の確認

あり、かつ、確実に納入できる者であること。

請書に、二の4に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に 入札に参加を希望する者は、所定の物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申

なお、平成二十年一月二十一日 当該入札に参加する者に必要な資格の確認を申請すること。 (月) までに当該申請を行わなかったときには、 当

該資格が与えられない場合がある。

郵便番号九六○─八六七○ 福島県福島市杉妻町二番十六号

福島県出納局総務管理グループ

四 電話〇二四―五二一―七五六二

1 入札書の提出場所等

入札書の提出場所、契約条項を示す場所、 三に掲げる場所に同じ。 入札説明書の交付場所及び問い合わせ

2 場所は、三に掲げる場所とする。 入札説明会の日時及び場所 日時は、平成二十年一月十五日(火)午後三時とし

3 入札及び開札の日時及び場所 日時は、 とし、場所は、三に掲げる場所とする。 平成二十年一月二十九日(火)午後二時

Ŧi. 入札保証金及び契約保証金

当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。 証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号に該 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保

2 ては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。 ればならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号に該当する場合におい 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなけ

六 入札者に要求される事項

なければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、 島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を入札書の提出期限までに提出し 福

t

す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。 二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示

八 その他

福

五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端 分の百に相当する金額を入札書に記載すること。 課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五 数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の

2 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札 を行った者を落札者とする。

契約書作成の要否 要

3

4

その他 詳細は、 入札説明書による。

(出納局総務管理グループ)

島県病院局

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正

する規程をここに公布する 平成19年12月28日

福島県病院事業管理者 茂 \blacksquare H

雲

福島県病院局管理規程第15号

一部を改正する規程 福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の

島県病院局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。 福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程(平成16年福

に「、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項」を加える。 (平成3年法律第110号)第18条第1項」を、「地方公務員法第28条の5第1項」の次 第2条中「)第28条の5第1項」の次に「、地方公務員の育児休業等に関する法律

第3条第6項中「別表第3の2の表」を「別表第3」に改め、「及び専門員である職

第5条第2項中「。以下「勤務時間条例」という。」を削り、 「第2条第2項」

4

「第2条第3項」に改める。

2条の規定にかかわらず」を削る。 第6条の2第1項中「第31条」を「第32条」に改める 第32条第1項中「職員」の次に「(病院に勤務する職員に限る。)」を加え、

徭

別表第9を次のように改める

任薬剤技師、副主任薬剤技師及び薬剤技師(以下「主任専門薬剤技師等」とい いう。)、薬剤部長、薬剤部副部長並びに主任専門薬剤技師、専門薬剤技師、主 任准看護技師、准看護技師、主任看護助手及び看護助手(以下「看護部長等」と 副主任看護技師、副主任助産技師、看護技師、助産技師、主任准看護技師、副主 科部長、科長、医長、医員、臨床検査技師長並びに主任専門医療技師、専門医療 院長、副院長、診療部長、中央臨床病理部長、中央手術部長、中央放射線部長、 主任調理員、調理員、主任給食員並びに給食員 技師等」という。)、主任技能員、技能員、主任ボイラー技士、ボイラー技士、 に専門栄養技師、主任栄養技師、副主任栄養技師及び栄養技師(以下「専門栄養 う。)、専門心理判定員、主任心理判定員、副主任心理判定員、心理判定員並び 主任専門看護技師、専門看護技師、専門助産技師、主任看護技師、主任助産技師、 技師、副主任放射線技師、放射線技師並びに看護部長、看護部副部長、看護師長 という。)、放射線技師長、主任専門放射線技師、専門放射線技師、主任放射線 技師、主任医療技師、副主任医療技師及び医療技師(以下「主任専門医療技師等」

に改め、同表の7中「看護師等」を「看護部長等及び主任専門医療技師等の職を命ぜら 同表の2から6までの規定中「看護師等」を「看護部長等の職を命ぜられている職員」 用される者を除く。)」を「2から11までの表が適用される職員以外の職員」に改め、 別表第10の1中「病棟以外の場所において勤務する看護師等(3から7までの表が適 福

福島県人事委員会規則第二十一号

れている職員」に改め、同表の8中「会津総合病院事務局医事グループに勤務する栄養 改め、同表の12を同表の11とする。 理員及び調理員の職を命ぜられている職員」に改め、同表の10中「ボイラー技士」を 専門薬剤技師等の職を命ぜられている職員」に改め、同表の9中「調理員」を「主任調 士及び薬剤部に勤務する薬剤師」を「会津総合病院に勤務する専門栄養技師等及び主任 削り、同表の12中「調理員」を「主任調理員及び調理員の職を命ぜられている職員」に 「主任ボイラー技士及びボイラー技士の職を命ぜられている職員」に改め、同表の11を

める部分に限る。)及び第6条の2の改正規定は同年4月1日から施行する。 の改正規定(「。以下「勤務時間条例」という。」を削る部分に限る。)は公布の日か ら、第2条の改正規定、第5条の改正規定(「第2条第2項」を「第2条第3項」に改 この規程は、平成20年1月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定及び第5条

(管理グループ)

職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成十九年十二月二十八日

福島県人事委員会

委員長 新 城 希 子

次のように改正する。 職員の採用試験に関する規則(昭和五十七年福島県人事委員会規則第九号) 職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則 0) 一部を

第五条第二項中「並びに選択科目試験の種類」 を削る。

第四十六条」を「第五十六条」に改める。 第六条中「第五十五条」を「第八十七条」に、 「第六十九条の二」を「第百八条」に、

別表第二福島県警察官採用候補者試験の項を次のように改める。

| | 当在 宝龍 医皮 | 音式 食 官採用候補 |
|------------------|--------------|--|
| ・英語) ・英語) | ・情報処理) | ・一般) 警察官A (男性 |
| | とを職務とする職とする職 | さいできに扶下の維持に対して、 者の逮捕、交通の取締りその他公犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑 |
| 英語)、警察官 A (男性・情報 | , 官式 | |
| | | |

警察官A 警察官A ·北京語) 柔道) (男性 (男性

警察官A 剣道) (男性

警察官A(女性 警察官A 一般) 女性

警察官A 英語) (女性

情報処理)

警察官A ・北京語) (女性

警察官B 一般) (男性

警察官B (男性

・柔道)

警察官B 剣道) (男性

警察官B 一般) 女性

理)、警察官 性・情報処

(女性・英

及び警察

警察官A(女 性・一般)、 警察官A(女

性・剣道)、

警察官A(男

性・柔道)、

警察官A(男

官A(男性・

警察官A(男 剣道)に限る。 道) 及び警察 性·英語)及 警察官A(男 論文試験(警 道)、警察官 A (男性·柔 専門試験(実 語)に限る。 び警察官A 警察官A(女 北京語)、警 性・北京語)、 性・英語)、 ・情報処理)、 察官A(男性 ・一般)、警 察官A(男性 官B(男性・ A (男性・剣 道)、警察官 技) (警察官 ・情報処理)、 察官A(女性 (女性・北京 (男性・柔

適性検査 体力検査 参方式) 限る。) 資格調査 身体検査(測 性・一般)に 警察官B(女 北京語) に限 官A(女性· 定方式及び持 察官B(男性 察官B(男性 察官B(男性 作文試験(警 ・剣道)及び ・一般)、 ・柔道)、警

別表第二備考三を次のように改める。

験をいう。 「専門試験(実技)」とは、専門的な技術又はその他の能力についての実技試

及び警察官A(女性)」を「警察官B(男性・一般)、警察官B(女性・一般)、警察 官B(男性・柔道)及び警察官B(男性・剣道)以外のもの」に、 B(男性・一般)、警察官B(女性・一般)、警察官B(男性・柔道)及び警察官B 十三歳」に改め、同欄第二号中「警察官B(男性)及び警察官B (男性・剣道) 」 別表第三福島県警察官採用候補者試験の項受験資格の欄第一号中「警察官A(男性) に、 「二十九歳」を「三十三歳」に改める。 (女性) 」を「警察官 「二十九歳」を「三

この規則は、公布の日から施行する。

(採用給与グループ)

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成十九年十二月二十八日

福島県人事委員会

委員長 新 城 希 子

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益法人等への職員の派遣等に関する規則(平成十四年福島県人事委員会規則第一号)

別表第一中「財団法人福島県建設技術センター」を「財団法人ふくしま市町村建設支 一部を次のように改正する。

援機構」に改める。 則

この規則は、平成二十年一月一日から施行する。

(総務審査グループ)